

『いきいきふれあいサロン助成事業』実施要綱

1. 目 的

この事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯など身近な地域に暮らす住民同士が、「いきいきふれあいサロン助成事業」を活用してサロン団体を設置・運営することにより、日常的な交流や親睦を深め、「仲間づくり」や「生きがいくくり」につなげることを目的として実施します。

2. 実施主体

この事業は、北見市の委託を受けて北見市社会福祉協議会が実施します。

3. 助成対象団体

この事業の対象は、原則として居住している地域を基盤に活動する住民団体（町内会や女性団体、ボランティア団体等を含む）とします。

- 1) 営利を目的としない団体であること。
- 2) 特定の政党、宗教団体でないこと。
- 3) 当該地域の老人クラブでないこと。
- 4) 町内会員のみを対象としないこと。

4. 参加者

サロンの参加者は、助成対象団体が属する地域の「高齢者」「障がい者」「子育て世帯」などの住民とし、運営に協力する地域のボランティアを含むものとします。

5. 企画運営

サロンは、第4項に定める参加者と地域のボランティアが互いに協力し企画・運営するものとします。

6. 内 容

サロンの活動内容は、次の各号の要件を備え、参加者が相互に交流を図りながら、対象者の社会参加やふれあい交流をとおして、「仲間づくり」や「生きがいくくり」につなげるものとします。

1) 人 数

地域のボランティアを除き5名以上の参加者登録があること。

2) 回 数

おおむね月1回以上の開催を目標とすること。

3) 場 所

実施場所は参加者の自宅、地域会館、住民センター、公民館、公共施設、団地や集合住宅の集会室等とし、原則として参加者が歩いて集まることができ、継続的に開催することが可能な場所とします。

4) 活動内容

A型 特定の趣味や娯楽をとおして、参加者と地域のボランティアが楽しく過ごす活動

B型 茶話会やレクレーション、交流行事、軽運動などをとおして、参加者と地域のボランティアが楽しく過ごす活動

5) そ の 他

- ① 福祉や介護予防、健康、防災、防犯などの研修会や学習会を年間2回以上実施すること。
- ② 地域住民へ幅広く周知・募集しボランティアや参加者を募ること。

7. ボランティア保険（ふれあいサロン専用保険）

サロン活動中の事故に備えてボランティア保険に加入するものとします。（但し、団体で独自の保険に加入されている場合はこの限りではありません。）

8. 助成金

1) 助成区分

活動実容により、助成金額は下記の2種類とします。

A型 実施回数により、18,000円～30,000円とします。（別表第1）

B型 実施回数により、30,000円～50,000円とします。（別表第2）

2) 対象経費

補助金の対象は、会場費・材料費・消耗品費・講師謝礼等の活動経費とします。

9. 申請方法等

1) 申請

サロンの実施前に「事業活動申請書」「事業活動計画書」「収支予算書」を添えて北見市社会福祉協議会に助成の申請を行います。

2) 報告

事業終了後、速やかに「事業報告書」「収支決算書」「その他報告書類」を添えて北見市社会福祉協議会に報告します。

別表第1（第8項関係）

	実施回数	助成額
A型	12回	18,000円
	13～15回	21,000円
	16～19回	24,000円
	20～23回	27,000円
	24回以上	30,000円

別表第2（第8項関係）

	実施回数	助成額
B型	12回	30,000円
	13～15回	35,000円
	16～19回	40,000円
	20～23回	45,000円
	24回以上	50,000円

附則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。